

説明が雑。はくでありました。が慎重御審議をいたさきまして、原案通り御可決あらうんことをお願い申し上げます。

一議長(石川信義) これより質疑を行ないます。

一(十一番(山下幸三)) この中をまた内容的に十分研究いたしておりませんので、なか／＼わかりにくい点もございますが、この立案者にお伺いいたしたいのであります。が、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百、第一百零一、第一百零二、第一百零三、第一百零四、第一百零五、第一百零六、第一百零七、第一百零八、第一百零九、第一百一十、第一百一十一、第一百一十二、第一百一十三、第一百一十四、第一百一十五、第一百一十六、第一百一十七、第一百一十八、第一百一十九、第一百二十、第一百二十一、第一百二十二、第一百二十三、第一百二十四、第一百二十五、第一百二十六、第一百二十七、第一百二十八、第一百二十九、第一百三十、第一百三十一、第一百三十二、第一百三十三、第一百三十四、第一百三十五、第一百三十六、第一百三十七、第一百三十八、第一百三十九、第一百四十、第一百四十一、第一百四十二、第一百四十三、第一百四十四、第一百四十五、第一百四十六、第一百四十七、第一百四十八、第一百四十九、第一百五十、第一百五十一、第一百五十二、第一百五十三、第一百五十四、第一百五十五、第一百五十六、第一百五十七、第一百五十八、第一百五十九、第一百六十、第一百六十一、第一百六十二、第一百六十三、第一百六十四、第一百六十五、第一百六十六、第一百六十七、第一百六十八、第一百六十九、第一百七十、第一百七十一、第一百七十二、第一百七十三、第一百七十四、第一百七十五、第一百七十六、第一百七十七、第一百七十八、第一百七十九、第一百八十、第一百八十一、第一百八十二、第一百八十三、第一百八十四、第一百八十五、第一百八十六、第一百八十七、第一百八十八、第一百八十九、第一百九十、第一百九十一、第一百九十二、第一百九十三、第一百九十四、第一百九十五、第一百九十六、第一百九十七、第一百九十八、第一百九十九、第二百。

一(助役(篠崎俊夫)) 労災保険には一般職のいわゆる正規職員は入っておりませんので、全く関係ありません。

一(三番(渡井明)) 関連の質問をいたします。

職員の雇用の問題であります。すでに先進市町村において改革がなされているようであり、また、本市においても、この考えがあるかどうか。この条例により、臨時雇は適用されないということであり、また、臨時雇が正職員に任命されるには、どのような条件が必要なのか。以上二点を伺います。

一(助役(篠崎俊夫)) 第三、第四の雇用の問題については、これは、勿論、事務改善をしなければならぬ問題であります。が、新庁舎の建設ということから、みあつておりますので、その時期までに慎重に研究いたしまして、実施いたしたいという観念をえつております。

次の第三、第四でございます。臨時雇の雇用問題ですが、法律的には、半年以上は臨時雇は雇えないことになっておるので、この点も、国並みに都から臨時雇を整理するように願うように受けておるのであります。が、色んな事情がありまして、ここでただちに臨

時賑員を法律通りにやるといふことは必ずかしい問題でござい
すがしかし気持ちといたしましては臨時賑員は漸進的に整理を
いたしましてやはり法律通り正規の賑員にやつていかなければ
ならないと思ひます

国に於ては本年度から大改革をいたしましたして臨時賑員は置かな
いと六月以上の臨時賑員は置かないと踏切つたようであります
一議長(石川信義) これにて質疑を終結いたします

一議長(石川信義) お諮りいたします

議案第...号は総務委員会に付託し詳細な審議を願うことに
いたしたいと思います

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めさよう決定いたしました

尚本件につきましては閉会中の継続審査に付したいと思ひますが
これに御異議ございせんか

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めさよう決定いたしました

一議長(石川信義) 日釋第...号附受領についで議案第...号を議題に供しま
す

事務局長をして議案の朗読をいたさせます

一事務局長(町田信三) 朗読

一議長(石川信義) 理事者から提案理由の説明を求めます

一町長(瀬古清蔵) 自席からお話し願ひます

ただ今御提案申し上げました駅前噴水塔
ハ、御承知の通りあの入口から学校の入口までが舗装でござ
して非常に臭いといふまま三四年間放置されてきたのであります
幸にいたしまして地元の御協力をいただきまして道路の方へ舗装
完備することが出来又同時にあの個所にきれいなものを築り



たいという気持ちでおりまして、たが勿論当初予算に計上されてお
りませんし、町の予算ではあのようなことはむずかしい段階であ
りますし、非常に苦慮いたしておりますが、幸にして地元の町
会と商店街の協力によつて、赤松方式式百六拾四の工費を要しまし
たが、地元負担によりまして、あのようなものが完成いたしたわけであ
ります。従つまして、ここで寄附受領願が提出されてきたわ
けであります。宜敷く御承認いたされたいと思つております。

尚今後のあのような面に対しましての経費でござります。が水道の
水を使つておりまして、同時に電燈もつております。が電燈と水
道の水代だけは町で負担して維持してござたいというように
考えますので、これ又あわせて御了承いたされたいと存じます。
噴水の水は極少量です。ものでポンプのしかけになつており
まして、一度出した水を一日中回転しておるのであります。
以上のような状態でありますので、宜敷く御了承下さるよう

お願いいたします。

議長(石川信義) これより質疑を行ないます。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(石川信義) これにて質疑を終結いたします。

議長(石川信義) お諮りいたします。

本件については討論を省略しただちに採決いたしたいと思つて
おります。これに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつてこれより採決いたします。議案第セハ号は東京通
り可決であります。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつて議案第セハ号は東京通り可決いたしました。



一議長(石川信義) お諮りいたします 日程第十一町立福生第三小学校々舎の一部
処分の更生について議案第七十九号、日程第十二町立福生第三小学校
校舎の一部移築事業について議案第八十号、日程第十三契約締結
同意方について議案第八十一号、この日程十二、十三はそれ／＼
開連がありますので一括上程御審議願いたいと思ひますがこれに
御異議ありませんか

(異議なしと叫ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めさう決定いたします

一議長(石川信義) 日程第十一町立福生第三小学校々舎の一部処分の更生について議案
第七十九号

日程第十二町立福生第三小学校々舎の一部移築事業について議案第八十号
日程第十三契約締結同意方について議案第八十一号
を一括議題に供します 事務局長をして議案の朗読をいたさせ
ます

一事務局長(町田信三) 朗 読

一議長(石川信義) 理事者から提案理由の説明を求めます

一助役(篠崎俊夫) 第三小学校の新校舎完成に即応いたしまする旧校舎の処分に
ついては前の議会に於て旧校舎全体統計四百四十一坪のとりこわし
処分を御議決されたのでありますからその後旧校舎の一部を是
非講堂と物置に残しておいたがたいとの地元の強い御要望
があり又加美の町会鍋一町会から地元の会館を造りますのには
非と云ふあの旧校舎の廃材を優先的に分けてほしいとの御希望
をございまして それらの御要望等をその後十分に検討いたしまし
た結果、従前の計画を一部変更いたしましたこと存じまして事務局長
がただ今朝読されましたこの三議案を御提出申し上げた次第で
あります

まず議案第七十九号の町立福生第三小学校々舎の一部処分の更正について

の御説明を申し上げますと旧校舎のうちの南側校舎の東寄りの部分、校舎に向ひまして玄関から右側でござります。この部分百二十坪を講堂に従来の給食堂十二坪を物置に合計百三十八坪を残すことにいたします。結果、前に御議決をいたしましたが、取りこわし処分の四百四十一坪から百三十八坪を差し引いた残りの三百三坪に取りこわし処分の坪数を更正いたしました。本案を御提出申し上げた次第であります。

次の議案第九号の町立福生第三小学校々舎の一部移築の事業議決をお願いいたします。するのは前の議案で御説明申し上げましたように講堂と物置きに旧校舎の一部約百三十八坪を転用いたします。結果次の第九号議案のうちのその二で御提出申し上げてあります。通りその移築工事に七十余万円の経費を必要といたします。のでとりあえず予算えございませんで予算外義務負担の御議決をいたさうと意味合によりまして

この事業議決を願いたく御提出申し上げます。

最後の議案第十号の契約議案であります。がまずその一の方はとりこわし処分をいたします。総坪数三百三坪の内々う加美と鍋一町会に払い下げる部分を除きました。残りの坪数の百三十一坪。この部分が一番価値の少ない部分であります。がこれを去る八月二十四日に一般競争入札にいたした結果初めは十万余円の札を入れられたのであります。がようやくその倍であります。二十万円をえつて田中興業株式会社に払下をしようとするのであります。

尚この機会に御報告申し上げます。と、**会館建設**のために加美に払

下りまして左のは南側校舎の西寄りの部分、従来の校長室準備室、音楽室の部分でござります。七十坪でござります。これを特殊の事情から格段にして十四万七千円。鍋一町会へ払い下げるのは道路添の西側の校舎でござります。校舎の北寄の部分でござ



いまして六十八坪、これ九やはり格段にいたしまして二十八坪四百坪で払い下げてすでに代金九十万あっておりますのでこの機会に御報告いたしておきます。

次のその二の方でございますが前の議案で御説明申し上げました講堂と物置を作るための東部の移築工事の請負契約議案でございます。講堂が百二十坪物置が十二坪、五合の規模でございますが現在引屋業者というのは町内にございせんので八方手をつくしました結果立川の建設組に二十八万三千円の契約金額で請負はそうとするものでございます。以上で三案の御説明を終ります。が、小案通り御可決あらんことをお願い申し上げます。

一議長(市信義) これより質疑を行います。

一七番(吉田清) 本案に特別関連はありませんが、校舎の完成に従いまして旧校舎の取り払いが行なわれますが現在あります不足の場付近等当然その性質に於て取払いを行うと思ひますが

学校側としては不足の場等ほしいのでありますがこの面におきまして理事者の考えを伺いたい

一町長(瀬古清蔵) ただ今の吉田議員の御質問であります。現在の増築は幸にしまして大体予定通り仕上り、すでに移転しております。がこれに準じましてのここに提案申し上げました旧校舎の処分が完了いたしますと当然校庭の整備を行ないます。

その時に今御指通の面も十分考え合わせましてでき得る限り環境のよいように完壁を期したいとこんなように考えております。が何分にも旧校舎を全部取り払い、色々と検討いたし、やつていきたいと思ひます。

一七番(山下幸三) 議案第九号のその二の問題であります。が、立川の建設組との契約によりまして移築をいたしたいと言うことですがこれから丁度台風時期に向ひましていつごろこれを全面的に完成する見込みなのかどうか、非常にその内容についての天災的な危険をと

えなうの下に注意を要さなければなうないわけですが、この点について、ちよつと御説明願ひたいと思ひます。

一、所長(瀬古清蔵) ちが今山下議員からの御質問であります。が、勿論御質問の通りであります。なるべく一日早く完成いたしたいと考へております。が、色々な面で、いそいであります。が、大体九月四日から二十五日まで、に全部完了いたすことに相なつております。

台風季節でありますので、そういう点も考慮いたしてあります。かなり急いだ事業であります。が、本日まで、かかつたわけです。あります。色々な事業に追われておりますので、新しく講堂を造るというのを、おぼろしいので、古い校舎をひきよせまして、出来るだけの補修をいたしまして、講堂にしようと思ひます。大体九月二十五日には完了するのと思ひます。

一、十番(山下幸三) 関連でこれは特に教育長に御要望申しておきます。が、特にこの夏休みを終りまして、児童は学習に励んでゐること

ありますので、新築工事には、そうした危険はないと思ひます。が、旧の建物を移築する場合には、極めて危険がありますので、工事そのものの移築の内容については、危険性はなくて、ええわづかなことから事故をおこしてはいけません。こういうことは、学習時業が始まつておるので、十分監督注意をするように、学校に通達して、ほしいということをお願いして、御要望いたします。

一、議長(石川信義) これにて質疑を終結いたします。

一、議長(石川信義) お諮りいたします。

本件につきましては、討論を省略した。が、ちに採決いたしたいと思ひます。が、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一、議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつてこれより採決いたします。尚、採決は一件づついたします。

議案第百九号は、原案通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます)

よつて議案第七十九号は原案通り可決いたしました

一議長(石川信義) 議案第八十号は原案通り決するに御異議ありませんか

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます)

よつて議案第八十号は原案通り可決いたしました

一議長(石川信義) 議案第八十一号は原案通り決するに御異議ありませんか

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます)

よつて議案第八十一号は原案通り可決いたしました

一議長(石川信義) 日程第十四、町道百九十三号線の一部舗装方依頼についての

請願書請願第七号を議題に供します)

事務局長をして請願の朗読をいたませます)

一事務局長(町田信三) 朗 読

一議長(石川信義) 紹介議員米泉黨議員より本趣旨の説明を求めます)

一米泉(米泉黨) 指名がございまして、この下一言申し上げます)

本町第三町会が提出されまして、請願書はただ今朗読されまして、町道、百九十三号線の一部舗装方依頼についての請願書に、私、紹介議員として署名いたしましたのであります。他に一人あるのであります。その時大体内容を伺ったのであります。ただ今、事務局からこの内容が朗読されました。同時に、皆様のお手元に配付されておりますので、これを御覧下されば、良くわかると思われます。どうか内容にも局部的に申し上げますが、予算の方え出来るだけ、協力をするというので、私、気持ちよく紹介議員となつたのであります。



ます、どうぞ宜しくお取りはかうい願ひしましてこの請願者の二町会の皆御にお答えが出来ますよう、私紹介議員としてお願ひする次第であります。

一議長(石川信義)これより紹介議員説明に対する質疑を行います。

一十三番(大倉保郎)こうした請願に對しましてこれを受理いたしまして委員会へ審議されるということは賛成をするものであります。がただここでお願いしておきたいことは請願が議会に提出されそれが受理されそれが委員会に於て一応の決定をした、けれどもその事業を依然として何時やるのかわからないという面と何回議会をやつてもそれを正式決定されない、少なくとも住民からの請願であるという関係で慎重な扱いをして早期にこうした問題が解決できるようにすべきではないかとそういう関係では少なくとも予算にとえなう問題でありますので、そうした請願が受理され委員会で決定した場合には予算的措置か

うは大体この仕事はいつごろから工事ができるであらうか又は三十七年度にできるだろう、あるいは三十八年度にはこれができるということを一般に知らせておくべきでないかということは一つの例を申し上げても中学校前の道路につきましてはこうした関係は請願が受理されなおかつ委員会としては結論がでておりますが依然としていつ工事にかかるとかどうかということが未だわからないということでは住民に對して申し訳ないとか、よつに考えますのでこうした請願は慎重に扱かい出来るだけ早く決定をし尚かつ請願者に對して明確なる回答をしなければならぬ、かように思ひますので本請願に對しましては所管の委員会に付託すべきである、そして閉会中の継続審査を行なうべきであると思ひます。

一議長(石川信義)これにて質疑を終結いたします。

一議長(石川信義)お諮りいたします。

本件については建設委員会に付託して詳細な審議を願うこと
にいたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一議長（石川信義） 御異議なしと認めさよう決定いたしました。

尚本件については閉会中の継続審査に付したいと思ひますが、
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一議長（石川信義） 御異議なしと認めさよう決定いたしました。

一議長（石川信義） 日程第五南新道五町道式百号線舗装化についての請願書
請願第八号を議題に供します。

事務局長をして請願書の朗読をいたさせます。

一事務局長（町田浩三） 朗読

一議長（石川信義） 紹介議員中西虎蔵議員から本趣旨の説明をお願いします。

一十九番（中西虎蔵） ただ今御座る方がありましたので、南新道及び町道式百号線

について、これについて紹介にあたりましたので、御説明申し上げ
ます。

このたび海老京家具店より駅に通ずる間、たま／＼こういう
方々が請願書をもつてこられた時に相違なわれた道路であり
まして、梁通り銀座通りとあの広い道路を拡張すればよかつ
たのではないかということを感じられたわけでありまして、

地元からこういう請願を出されまして、ぜひとも舗装化してえ
ういたいと、同時に地元に於てえできるだけの協力をしたい
からという申し出でありましたので、町役局でえ速やかに計画
されこれを実行されることを御にお願いいたしまして紹介
にあたりたいわけでありまして、定数くお願ひいたします。

一議長（石川信義） これより紹介議員説明に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一議長（石川信義） これにて質疑を終結いたします。